

北本市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック

目 次

1 パートナースhip宣誓をお考えの方へ……………	2
2 宣誓を行うことができる方……………	2
3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ……………	3
4 宣誓時に必要な書類……………	4～5
5 ファミリーシップの届出……………	6～7
6 パートナースhip宣誓証明書等の再交付……………	8
7 パートナースhip宣誓証明書等の記載事項の変更……………	8
8 パートナースhip宣誓証明書等の返還……………	8
9 自治体間の連携……………	9～11
10 Q & A……………	12～14
参考 北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱……………	15～35

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

本市では、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現を目指しています。この理念に基づき、令和2年(2020年)11月から、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップの関係にある2人の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書を交付するものです。

この制度の導入により、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会により近づくことを期待しております。

2 宣誓を行うことができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

(1) 成年であること

満18歳以上の方（民法第4条の規定）

(2) 北本市民であること、または3か月以内に転入を予定していること

転入予定の場合は、宣誓日から3か月以内に市内に転入することを証明する書類をご提出ください。パートナーシップ宣誓時に、転入予定日及び転入予定住所をご記入いただきます。また、転入後は速やかに住民票の写しをご提出ください。

(3) 双方に配偶者がいないこと

独身証明書、その他これに類する書類で確認します。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップまたは事実婚の関係がないこと

宣誓者以外の方とパートナーシップや事実婚の関係にある方は、宣誓できません。

(5) 宣誓者同士が、民法第734条または第735条に規定されている婚姻できない間柄でないこと

近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）の関係にある方は、宣誓できません。ただし、養子縁組をしたことにより当該関係に該当する場合は除きます。

3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

予約先：北本市役所 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当
TEL：048-591-1111（内線2601・2530）
FAX：048-592-5997 予約フォーム 
メール：a02491@city.kitamoto.lg.jp

宣誓日時の予約

- ・電話、FAX、メール、来所、予約フォームのいずれかで宣誓日時を予約してください。
- ・宣誓可能な日時は、年末年始（12/29～1/3）を除く平日の9時から16時までです。
- ・宣誓希望日の5日前までに予約してください。
- ・宣誓日時ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
- ・郵送等での宣誓書の受付はできません。

宣誓

- ・予約日時に必ずパートナーの2人でお越しください。
- ・必要書類（4ページ参照）をご提出ください。
- ・必要書類と誓約書による要件確認及び本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。

証明書等の交付

- ・ご提出いただいた書類一式を確認の上、要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓されたことを証明する宣誓証明書及び宣誓証明カードを、宣誓者の2人にそれぞれ交付します（1週間以内）。

※双方又は一方が北本市に転入予定の場合

転入確認

宣誓後3か月以内に、住民票の写し（4ページ参照）をご提出ください。

性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用して宣誓する事も可能です。
詳しくは、4ページ(5)をご覧ください。

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、以下の書類が必要です。なお、北本市と連携している自治体への転出入の場合、手続きや書類の一部を簡略化することができます。詳しくは9ページをご覧ください。

(1) 北本市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

- ※ (1) 及び (2) は、人権推進課の窓口で準備しています。
- ※ 宣誓書への記入は、宣誓される日に、市職員の前で記入してください。

(3) 住民票の写し

- ・「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（3か月以内に発行されたもの）を、1人1通ずつお持ちください。
- ・宣誓者の2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたもの1通をお持ちください。
- ・転入予定の方は、転入予定であることを確認できるもの（アパート賃貸借契約書等）の写しをお持ちください。
- ・転入予定の方は、転入後速やかに住民票の写しをご提出ください。（宣誓後3か月以内）
- ※ 北本市民で住民基本台帳に記載されている事項について確認することに同意する場合は、住民票の写しの提出は不要です。
- ※ 住民票の写しの交付手数料は、自己負担となります。

(4) 独身であることを証明する書類（独身証明書等）

- ・独身証明書等を、1人1通ずつお持ちください。（3か月以内に発行されたもの）
- ※ 独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- ※ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面（大使館等公的機関が発行するもの）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ※ 独身証明書等の交付手数料は、自己負担となります。

(5) 通称名が分かるもの

- ・通称名を使用する場合は、その通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しをお持ちください。
- ※ 性別違和等の理由がある場合に限り、通称名を使用することができます。
- ※ 通称名を使用する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

（６）本人確認ができる書類

- ・個人番号カード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

【本人確認書類の例】

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・パスポート ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（写真付きに限る） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・官公署等職員の身分証明書で写真付きのもの等	※組み合わせは、下表の（ア＋イ）または（ア＋ア）の2点 ※（イ＋イ）の組み合わせは、不可 （ア） ・健康保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、介護保険、共済組合員証等） ・国民年金手帳 ・年金証書（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給の証書等） ・住民基本台帳カード（写真無し） ・証明書の交付請求書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書等 （イ） ・会社の写真付き身分証明書 ・写真付き学生証 ・指定されたもの以外の公的機関の写真付き資格証明書等

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5 ファミリーシップの届出

ファミリーシップとは、パートナーシップにある方が、その一方又は双方のお子様（養子を含む）や親（養親を含む）と生計を同じとし、家族として尊重し、協力し合う関係のことです。

パートナーシップを宣誓した方及び宣誓をしようとする方は、届け出ることによりファミリーシップにある方の氏名を証明書等に記載することができます。

届出をご希望の方は 5 日前までに予約をお願いします。ファミリーシップの届出に必要な書類をご準備のうえ、パートナーシップ宣誓者が 2 人そろってお越しください。

●必要な書類

（１）北本市ファミリーシップ記載届出書（様式第 5 号）

※ 「ファミリーシップにある者」の欄は、その対象となる本人が自署してください。

（２）ファミリーシップに含めようとする方の住民票の写し

・「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（3 か月以内に発行されたもの）を、1 人 1 通ずつお持ちください。

※ 北本市民で住民基本台帳に記載されている事項について確認することに同意する場合は、住民票の写しの提出は不要です。

※ 住民票の写しの交付手数料は、自己負担となります。

（３）戸籍個人事項証明書等

・宣誓者とファミリーシップに含める方の関係が確認できるものをお持ちください。（3 か月以内に発行されたもの）

※状況により異なりますので事前にご確認下さい。

（４）宣誓者 2 人の本人確認書類

※ 4 ページ（６）本人確認ができる書類【本人確認書類の例】をご覧ください。

届出をしようとしている方へ

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、ファミリーシップに含めようとする方にも関わる事項です。

そのため、ファミリーシップに含めようとする方がファミリーシップや制度を理解できるよう、年齢や発達段階等に合わせた説明を行ってください。また、ファミリーシップに含めようとする方の意思を十分に尊重する必要があります。

証明書等に氏名が記載された方へ

「北本市パートナーシップ証明等の記載事項削除請求書（様式第8号）」を提出することにより、証明書等から自身の氏名を削除するよう請求することができます。

6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

紛失、損傷または汚損により再交付をご希望の方は、5 日前までに人権推進課人権推進・男女共同参画担当まで電話または予約フォームにて予約をお願いします。なお、パートナーシップ宣誓証明書等を返還している場合は、再交付することはできません。

- ・北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第 6 号）を提出してください。
- ・損傷または汚損の場合は、き損または汚損したパートナーシップ宣誓証明書等を提出してください。
- ・本人確認書類をお持ちください。

予約フォーム



7 パートナーシップ宣誓証明書等の記載事項の変更

市内転居、氏名の変更又はファミリーシップにある者の氏名の削除等、宣誓事項に変更がある場合は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第 7 号）を提出してください。

- ・宣誓者 2 人の署名が必要となります。（手続きは 1 人でも可能です。）
- ・記載事項変更前の内容の宣誓証明書等を提出してください。
- ・本人確認書類をお持ちください。

8 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合には、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第 9 号）と併せて宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

- ・パートナーシップを解消した場合
- ・一方または双方が市外に転出した場合
- ※一方が転勤等で市外に転出し、北本市に戻ることが決まっている場合は除きます。
- ※双方が連携自治体（9 ページ参照）へ転出する場合は、北本市への返還届は不要です。
- ・一方がお亡くなりになった場合
- ・一方が他の者と婚姻、パートナーシップ、事実婚の関係を有することになった場合
- ・双方で婚姻した場合
- ・その他、宣誓の要件を満たさなくなった場合

9 自治体間の連携

北本市では、埼玉県内の全自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しています。また、令和7年4月1日付けで大阪府主導の「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入しました。これにより、宣誓者が連携自治体間で転居し、転居先で引き続きパートナーシップ制度の利用を希望する場合、手続きや書類の一部を簡略化することができます。

（１）北本市から転出する場合

- ・パートナーシップ宣誓者が北本市から2人とも連携自治体へ転出する場合、北本市での返還手続きは必要ありません。
- ・転入先の自治体における証明書等の交付の手続きは、各自治体のホームページ等をご確認下さい。

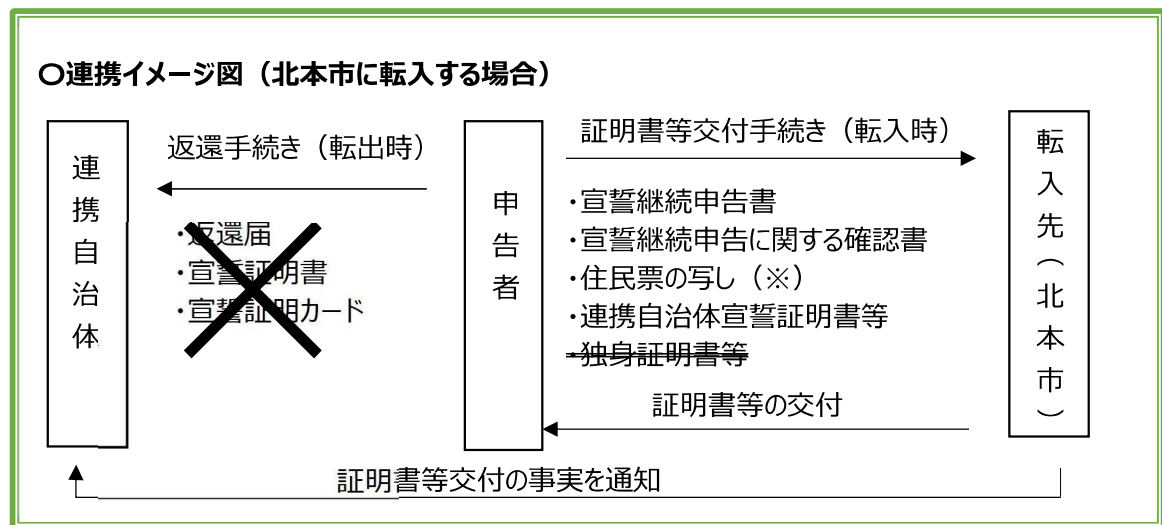
（２）北本市へ転入する場合

連携自治体からパートナーシップ証明書等の交付を受けている者が2人とも北本市へ転入する場合、簡易な手続きにより北本市のパートナーシップ宣誓証明書等を交付します。

●必要な書類

- （１）北本市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）
 - （２）北本市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書（様式第11号）
 - （３）住民票の写し
 - ・「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（3か月以内に発行されたもの）を、1人1通ずつお持ちください。
 - ・宣誓者の2人が同一世帯の場合には、2人分の情報が記載されたものを1通お持ちください。
 - ・転入予定の方は転入予定を確認できるもの（アパート賃貸契約書等）の写しをお持ちください。
- ※ 北本市民で住民基本台帳に記載されている事項について確認することに同意する場合は、住民票の写しの提出は不要です。
- ※ 住民票の写しの交付手数料は、自己負担となります。
- （４）連携自治体が発行したパートナーシップ宣誓証明書等（原本）
 - （５）申告者の本人確認書類（郵送する場合は写し）
 - ※ 4ページ（６）本人確認ができる書類【本人確認書類の例】をご覧ください。

○連携イメージ図（北本市に転入する場合）



※ 北本市民で住民基本台帳に記載されている事項について確認することに同意する場合は、住民票の写しの提出は不要です。

<連携している自治体>

（１）パートナーシップ制度に係る連携に関する協定

埼玉県内全自治体

（２）パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

連携自治体は、大阪府ホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/pationer/index.html>

<来庁する場合>

- (1) 転出元が北本市と連携しているか確認してください。また、制度の差異についてご確認ください。
- (2) 5日前までに継続申告する日時を電話、FAX、メール、来所、予約フォームのいずれかで予約してください。

予約先：北本市 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当
TEL：048-591-1111（内線2601・2530）
FAX：048-592-5997 予約フォーム 
メール：a02491@city.kitamoto.lg.jp

- (3) 予約した日時に、継続申告に必要な書類を持ってお越しください。他の自治体で宣誓が済んでいるため、一方が来庁してのお手続きも可能です。
 - ・継続申告に必要な書類は2人分ご提出ください。
- (4) 北本市の宣誓証明書等を交付します。
 - ・提出いただいた書類に不備がなければ、後日、宣誓証明書等を郵送または窓口にて交付します。

<郵送する場合>

- (1) 北本市が転出元自治体と連携しているか確認してください。また、転出元との制度の差異についてご確認ください。
- (2) 事前に人権推進課へご連絡いただき、継続申告に必要な書類を2人分郵送してください。
- (3) 提出いただいた書類に不備等がなければ、北本市の宣誓証明書等を返送します。

【郵送先】

〒 364-8633

北本市本町1-111

北本市役所 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 宛て

10 Q&A

Q 1 北本市パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違うのですか？

A 1 婚姻は民法に基づく制度であり、権利、義務を伴うものです。一方、北本市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」により実施される制度で、婚姻とは異なり法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

この制度の導入により、性的少数者や事実婚カップルの方の生活する上での負担を軽減し、性の多様性を尊重することで、誰もが住みやすいまちづくりを目指し制定いたしました。

Q 2 法的な権利や義務を伴うものではないのに、実施する理由は何ですか？

A 2 性的少数者や事実婚カップルの方の生活する上での負担を軽減し、行政がパートナーシップの関係にある2人の宣誓を尊重し、寄り添っていくことを目指して制定いたしました。なお、この制度の導入により、差別や偏見が解消されることを期待しております。

Q 3 パートナーシップ宣誓をすると、戸籍や住民票に記載されますか？

A 3 北本市の内部規定により実施される制度であることから、パートナーシップ宣誓をしても、その旨が戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 4 北本市民でないと宣誓できないのですか？

A 4 一方または双方が3か月以内に北本市内への転入を予定している場合には宣誓することができます。ただし、転入予定の場合には、3か月以内に転入することが確認できる書類の提出が必要です。

Q 5 「成年」とは、何歳以上ですか？

A 5 満18歳以上です。

Q 6 郵送で、パートナーシップの宣誓はできますか？

A 6 市職員の前で御署名していただく必要がありますので、郵送ではパートナーシップの宣誓はできません。ただし、連携自治体（9ページ参照）から北本市へ転入する場合は、郵送による手続きが可能です。

Q 7 パートナーシップの宣誓に、費用はかかりますか？

A 7 宣誓や宣誓証明書等の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく独身証明書等の必要書類の取得に要する費用は、自己負担となりますので、その部分の費用は必要となります。

Q 8 パートナーシップ宣誓証明書等は、即日交付されますか？

A 8 必要事項の確認や宣誓証明書等の作成に時間を要しますので、交付までに数日いただきます。そのため、即日交付することはできません。

Q 9 通称名で宣誓することはできますか？

A 9 性別違和等により日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓することができます。通称名で宣誓する場合は、通称名を日常的に使っていることが分かるもの（社員証等）の写しを宣誓当日にお持ちください。また、通称を使用する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 10 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A 10 様々な事情により養子縁組をされていることを考慮し、養子と養親の関係にある場合でも宣誓ができます。

Q 11 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 11 婚姻に類似した関係を構築する方法としては、公正役場で遺言状や任意後見契約を結ぶための公正証書を作成するという方法があります。

Q 1 2 宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A 1 2 性の多様性に広く配慮するため、同性カップルに限らず、事実婚やトランスジェンダーの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できる制度となっています。

Q 1 3 パートナーシップを解消した場合には、どうすればよいのですか？

A 1 3 パートナーシップを解消した場合には、パートナーシップ宣誓証明書等返還届を提出し、宣誓証明書等を返還してください。

Q 1 4 市外に転出する場合、どうすればよいですか？

A 1 4 一方又は双方が市外に転出する場合には、宣誓の要件を満たさないことになるため、宣誓証明書等を添えて、返還届を提出していただきます。

なお、連携自治体（9ページ参照）へ宣誓者の2人とも転出する場合は、返還届の提出は不要になります。

Q 1 5 平日は仕事があるため、2人で市役所に行けません。何か方法がありますか？

A 1 5 相談に応じますので、予約時にお申し出ください。

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、性の多様性を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。

ア 双方又は一方が性的少数者であること。

イ アに掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。

(2) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。

(3) 性的少数者 異性愛者でない者又は自らの生物学的性別に違和感のある者をいう。

(4) 通称名 戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。

(5) ファミリーシップ パートナーシップにある者と、その一方又は双方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者とは家族として尊重し、協力し合う関係をいう。

(対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 成年であること。

- (2) 市内に住所を有していること又はパートナーシップの宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及びパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする2者が、民法（明治29年法律第89号）第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者（養子縁組をしたことにより婚姻することができない者を除く。）でないこと。

（パートナーシップの宣誓）

第4条 パートナーシップの宣誓は、市職員の面前において北本市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 独身証明書その他これに類する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、当該宣誓書を提出した者に対し、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) パスポート
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類
- 4 第1項の宣誓をしようとする場合においては、当該宣誓をしようとする

する者は、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

（証明書等の交付）

第5条 市長は、パートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号）及び北本市パートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下これらを「証明書等」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。

（ファミリーシップにある者の氏名の記載）

第6条 宣誓者（前条の規定により証明書等の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又はパートナーシップの宣誓をしようとする者は、ファミリーシップにある者の氏名を証明書等に記載することを希望するときは、北本市ファミリーシップ記載届出書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

(1) 宣誓者又はパートナーシップの宣誓をしようとする者と、その記載対象となる者との関係性を確認することができる書類

(2) その記載対象となる者の住民票の写し

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による届出を行うに当たっては、当該届出を行う者は、その記載対象となる者に対し、証明書等への記載について、その者の年齢、発達段階等に合わせた説明を行うとともに、その記載対象となる者の意思を十分に尊重するものとする。

4 第4条第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

5 市長は、第1項の規定による届出があった場合においては、その内容を確認し、適当と認めるときは、既に交付している証明書等と引換えにその記載対象者の氏名を記載した証明書等を当該宣誓者に対して交付し、又は当該届出を行った者に対して前条の規定により交付する証明書等にその記載対象者の氏名を記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 宣誓者は、次に掲げる事項に該当するときは、証明書等の再交付を市長に申請することができる。

(1) 証明書等を紛失したとき。

(2) 証明書等を損傷し、又は汚損したとき。

2 前項の申請は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、証明書等を再交付すべきものと認めたときは、速やかにこれを再交付するものとする。

4 第1項の申請は、第10条第1項の規定による証明書等の返還をした後は行うことができない。

（証明書等の記載事項の変更）

第8条 宣誓者は、証明書等の記載事項に変更があったときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式7号）に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合における本人確認の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

（ファミリーシップにある者の氏名の記載の削除）

第9条 ファミリーシップにある者として証明書等に氏名を記載されている者は、北本市パートナーシップ証明書等の記載事項削除請求書（様式第8号）により、当該記載の削除を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求人の氏名が記載されている証明書等と引換えに当該請求人の氏名の記載を削除した証明書等を宣誓者に対して交付するものとする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による削除請求について準用する。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、証明書等を市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 第3条各号（第1号を除く。）に該当しなくなったとき。
- 2 前項の返還は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式9号。以下「返還届」という。）に証明書等を添えて、市長に届け出ることににより、行わなければならない。
- 3 市長は、宣誓者が虚偽その他不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の証明書等を返還させることができる。
- （自治体間における連携）

第11条 市内に転入した者がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に規定する構成自治体（以下これらを「連携自治体」という。）から交付されるパートナーシップ証明書等（以下「連携自治体証明書等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、証明書等の交付を受けることができる。

（証明書等の特例交付）

第12条 前条の規定により証明書等の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行わなければならない。この場合における本人確認の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

- (1) 北本市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）
 - (2) 北本市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書（様式第11号）
 - (3) 連携自治体証明書等
 - (4) 住民票の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により書類の提出があった場合において、その内容が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該書類を提出した者に対し、証明書等を交付するものとする。

4 前項の規定により証明書等の交付を受けた者は、宣誓者とみなし、第6条から第10条までの規定を適用する。

(連携自治体への通知)

第13条 市長は、前条第3項の規定により、証明書等を交付したときは、同条第1項第3号の規定により提出された書類を交付した連携自治体に対し、証明書等を交付した旨を通知するものとする。

(証明書等の返還の特例)

第14条 第10条第1項第3号の規定にかかわらず、宣誓者は、連携自治体に転出した場合であって、当該連携自治体において連携自治体証明書等の交付に係る手続を行うときは、同項の規定による返還をしないことができる。

(対象者に対する配慮)

第15条 市長は、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進に当たっては、この告示の目的を尊重し、対象者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第16条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深めるため、パートナーシップの宣誓に関する施策について、必要な周知啓発活動に努めるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）



北本市パートナーシップ宣誓書

（宛先）北本市長

私たち_____と_____は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを宣誓し、署名します。

年 月 日

住所

住所

氏名（通称名）

氏名（通称名）

生年月日

生年月日

年 月 日

年 月 日

連絡先

連絡先

市記載欄

氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	No.
氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）北本市長

私たちは、パートナーシップの宣誓を行うに当たり以下の内容を誓約します。
以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、証明書等を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____

（通称名） _____ （通称名） _____

要綱規定	確認事項	回答欄 (該当するものに✓してください。)
第 3 条 第 1 号	宣誓当日、双方が成年に達している。	☐ 該当します。
第 3 条 第 2 号	(1) 双方が市内に住所を有している。 (2) 一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から 3 月以内に市内への転入を予定している。 (3) 双方とも 3 月以内に市内への転入を予定している。	☐ 左記のいずれかに該当します 【転入予定の場合】 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定住所： _____ _____ 【転入予定の場合】 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定住所： _____ _____
第 3 条 第 3 号	双方に配偶者がいない及び相手方宣誓者以外のものとパートナーシップにない。	☐ 該当します。
第 3 条 第 4 号	宣誓をする者同士が、民法第 7 3 4 条又は第 7 3 5 条の規定により婚姻することができないとされている者（養子縁組をしたことにより婚姻することができない者を除く。）でない。	☐ 該当します。

市使用欄

添付書類	☐ 住民票の写し ☐ 独身証明書 ☐ その他 (_____)	☐ 住民票の写し ☐ 独身証明書 ☐ その他 (_____)
------	---	---



北本市パートナーシップ宣誓証明書

住所

住所

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

北本市長



※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項を参照してください。

【特記事項】

ファミリーシップにある者の氏名（ 年 月 日届出）

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときには、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 一方が死亡したとき。
 - (4) 一方が市外へ転出したとき。
- 3 2(2)、(3)及び(4)に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

この証明書を提示された方へ

北本市は、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。

この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを大切に思い合っているお二人のパートナーシップを尊重することを、北本市は、お二人に約束いたします。お二人が自由に、そして安心して、いきいきと活躍されることを期待しています。

市民や事業者の皆さまには、このパートナーシップの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは
次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいいます。
 - (1) 双方又は一方が性的少数者であること。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- 2 パートナーシップの宣誓をしたときに誓約した事項
 - (1) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
 - (2) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者（養子縁組をしたことにより婚姻することができない者を除く。）でないこと。
- 3 ファミリーシップとは
パートナーシップにある者と、その一方又は双方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者などが家族として尊重し、協力し合う関係をいいます。

転入予定について

転入予定の場合には、転入予定日を記載しています。

転入予定日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載しています。

(フリガナ)		
氏 名		
戸籍上の氏名		

様式第 4 号（第 5 条関係）

（表）

北本市パートナーシップ宣誓証明カード 北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。 本人 パートナー 第 号 様 様 宣誓日 年 月 日 北本市長	北本市は、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。 この証明カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを大切に思い合っているお二人のパートナーシップを尊重することを、北本市はお二人に約束いたします。 この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。 【戸籍上の氏名】（通称名使用時） 本人 パートナー 氏名 様 氏名 様 【ファミリーシップにある者の氏名（ 年 月 日届出）】 氏名 様 氏名 様
---	--

（裏）

（自由記入） 私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。 （許可しない項目があれば、×をつけてください。） 【 情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会 】 【 緊急連絡先 】 【 特記欄 】 自筆署名 署名年月日	北本市
--	---

- ・ 宣誓証明カードのサイズは、（縦 54mm×横 172mm）とする。

様式第 5 号（第 6 条関係）

（表）

北本市ファミリーシップ記載届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

私たちは、北本市パートナーシップの宣誓に関する要綱第 6 条の規定により、ファミリーシップにある者の氏名を証明書等に記載したいので届け出ます。

なお、裏面の確認・注意事項に該当することを申し添えます。

届出者

住所

住所

氏名（通称名）

氏名（通称名）

ファミリーシップにある者

住所

住所

氏名

氏名

届出者との関係

届出者との関係

生年月日

生年月日

年 月 日

年 月 日

(裏)

要綱規定	確認・注意事項（該当項目に「✓」を付してください	
第6条 第3項	ファミリーシップにある者に対し、証明書等への記載について、その者の年齢、発達段階等に応じた丁寧な説明を行った。	☐
	ファミリーシップにある者の氏名を証明書等に記載することについて、その者の意思を十分に尊重している。	☐
第9条	ファミリーシップにある者が、証明書等における氏名の記載の削除を希望する場合には、その意思を尊重する。	☐

市使用欄

(届出者)

氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()	No.
氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()	

(ファミリーシップにある者)

添付書類	☐ 関係性を確認できる書類 () ☐ 住民票の写し
------	--

様式第 6 号（第 7 条関係）

北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 住所 _____

氏名（通称名） _____

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、
証明書等の再交付を受けたいので、申請します。

1 再交付を申請する理由（該当するものに○印を付けてください。）

- (1) 紛失
- (2) 損傷又は汚損

2 再交付を申請する書類（該当するものに○印を付けてください。）

- (1) 証明書
- (2) 証明カード

添付書類

- 1 損傷又は汚損した証明書等
- 2 遺失物届出証明書その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 8 条関係）

北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届

（宛先）北本市長

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、証明書等の記載事項の変更について届け出ます。

年 月 日

届出者

住所 _____ 住所 _____

氏名（通称名） _____ 氏名（通称名） _____

変更した事項（いずれかに○印を付けるとともに、氏名と変更内容を記載してください。）

- 1 住 所
2 氏 名
3 その他
- 変更する者の氏名 _____

変更前	変更後

- 4 ファミリーシップにある者の氏名の削除

削除する者の氏名 _____

市使用欄

氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	No.
氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	
添付書類	☐ 証明書等（	

様式第 8 号（第 9 条関係）

北本市パートナーシップ証明書等の記載事項削除請求書

（宛先）北本市長

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、
証明書等から私の氏名を削除するよう請求します。

年 月 日

請求者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

請求人の氏名の記載があるパートナーシップ証明書等

パートナーシップ宣誓証明書等番号 第 号

宣誓者

氏名 氏名

市使用欄

氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	No.
----	---	-----

様式第 9 号（第 10 条関係）

北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（宛先）北本市長

届出者

住所

住所

氏名（通称名）

氏名（通称名）

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 10 条の規定により、証明書等を返還します。

返還の理由（いずれかに○印を付けてください。）

- 1 パートナーシップを解消したため
- 2 パートナーの一方又は双方が北本市から転出したため
- 3 パートナーが亡くなったため
- 4 パートナーの一方又は双方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを有することとなったため
- 5 その他（ ）

様式第 10 号（第 12 条関係）

北本市パートナーシップ宣誓継続申告書

（宛先）北本市長

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 12 条第 1 項の規定により、
連携自治体証明書等を交付されていること及びパートナーシップにあることを維持し
ていることを申告します。

なお、本申告に係る事項について当該連携自治体へ通知することに同意します。

年 月 日

申告者

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

氏名 _____

（通称名） _____

（通称名） _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連絡先 _____

連絡先 _____

前住所 _____

前住所 _____

証明書等への記載の継続を希望するファミリーシップにある者

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

氏名 _____

申告者との関係 _____

申告者との関係 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市使用欄

（申告者）

氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	No.
	☐ 住民票の写し ☐ 連携自治体証明書等	
氏名	☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	
	☐ 住民票の写し ☐ 連携自治体証明書等	

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

北本市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書

年 月 日

（宛先）北本市長

私たちは、北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき宣誓継続申告をするに当たり、以下の内容を確認しました。

氏名 _____ 氏名 _____

（通称名） _____ （通称名） _____

	要綱規定	確認事項	回答欄 (該当するものに✓してください。)
全員記入	第 3 条 第 1 号	宣誓当日、双方が成年に達している。	☐ 該当します。
	第 3 条 第 2 号	(1) 双方が市内に住所を有している。 (2) 一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から 3 月以内に市内への転入を予定している。	☐ 左記のいずれかに該当します 【転入予定の場合】 転入予定者： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定住所： _____
	第 3 条 第 3 号	(1) 双方に配偶者がいない。 (2) 相手方宣誓者以外のものとパートナーシップにない。	☐ 該当します。
	第 3 条 第 4 号	宣誓をする者同士が、民法第 7 3 4 条又は第 7 3 5 条の規定により婚姻することができないとされている者（養子縁組をしたことにより婚姻することができない者を除く。）ではない。	☐ 該当します。
ファミリー	第 2 条 第 5 号	ファミリーシップにある者は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者であり、家族として尊重し、協力し合う関係にある。	(ファミリーシップ記載希望の場合) ☐ 該当します

シップ記載希望者のみ記入	第6条 第3項	ファミリーシップにある者に対し、証明書等への記載について、その者の年齢、発達段階等に応じた丁寧な説明を行った。	(ファミリーシップ記載希望の場合) ☐ 該当します
	第6条 第3項	ファミリーシップにある者の氏名を証明書等に記載することについて、その者の意思を十分に尊重する。	(ファミリーシップ記載希望の場合) ☐ 該当します
	第9条	ファミリーシップにある者が、証明書等における氏名の記載の削除を希望する場合には、その意思を尊重する。	(ファミリーシップ記載希望の場合) ☐ 該当します

北本市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

(第1版) 令和2年11月1日発行

(第5版) 令和7年10月1日改訂

～北本市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ・ご相談は下記まで～

北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

TEL : 048-591-1111 (内線2601・2530)

FAX : 048-592-5997 (代表)

Mail : a02491@city.kitamoto.lg.jp